



令和 6 年 11 月 1 日

不適切事案発生のお知らせ

令和5年7月頃から令和6年2月にかけて弊社会員による不適切な勧誘行為が新潟県内で行われたことが判明しました。被害に遭われた消費者様に対しては心よりお詫び申し上げます。なお、事案の詳細については以下のとおりですが、お心当たりのある消費者様につきましては新潟県内外に関わらず、弊社が設置しております「消費者相談窓口」までご相談ください。

事案の概要

令和5年7月頃から令和6年2月にかけて、弊社会員のAはパートナーの非会員Bから紹介された複数の消費者に対して、リーウェイジャパンが主宰する連鎖販売取引の契約締結を目的として勧誘行為を行った際、「半年で1000万円儲かる」「半年で出資金が倍になる」「何もしなくても人を紹介すれば良い」などと不実告知を行い困惑させ、契約申し込みの際に消費者自身に代わってWEB上で各種入力項目を弊社会員のCへ代行処理を依頼し、Cは弊社の規約に反して代行申込処理を行った。

また、Aは消費者に対して「あなたの傘下に紹介者を入会させるのでその費用を負担して欲しい」と持ち掛けて費用を受け取ったが、実際にはその費用を第三者の登録費用として使用しなかった。

以上の内容が、新潟県消費者センターからの指摘により令和6年5月に発覚し、弊社内にて調査を行った結果として令和6年10月に弊社より新潟県消費者センターへ報告を行ったものである。

事案当事者に対する処分

弊社では、上記事案あるいは類似事案については決して許されるものではないことから、弊社会員Cに対してアカウントの無期限停止処分を科し、本件に関して特定利益を得た会員に対しては取り消し処分を科した。

なお、弊社会員Aについては、その悪質性を鑑みて行政当局からの指導内容を考慮した上で厳格な処分を実施する予定である。

また、本件に限らず不適切事案に起因する弊社内処分の目安一例は以下のとおりである。

- ・ 勧誘時の法定書面不交付、不実告知、重要事項の不告知（偶発性の高いもの）→アカウント停止 2 週間
- ・ 勧誘時の法定書面不交付、不実告知、重要事項の不告知（意図的なもの）→アカウント停止 4 週間
- ・ 申込時の代行処理→無期限アカウント停止
- ・ 特商法以外の法律に抵触する悪質性の高い行為→除名
- ・ 弊社からの指導歴がある会員の再行為→無期限アカウント停止もしくは除名

今後の取組について

本事案発生の原因と再発を防止するために、各種コンプライアンス対策を随時行う事を決定し、別途弊社会員に対して教育プログラムを実施していくとともに、同様の潜在被害がある可能性を鑑みて、お心当たりのある消費者の方々からの通報について、丁寧にお聞かせいただく機会を十分に確保し、真摯に対応させて頂くものである。



【本件および類似案件に関する問い合わせ】

リーウェイジャパン株式会社 法務部コンプライアンス改革室

TEL:03-3436-6188 月曜日～金曜日 10:00~19:00

住所：〒105-0003東京都港区西新橋3-16-11 愛宕イーストビル1階2階

【消費者様からの弊社全般に対する問い合わせ】

リーウェイジャパン株式会社 消費者相談窓口

TEL:06-6125-5006 enquiryjp@riway.com 月曜日～金曜日 10:00~19:00

住所：〒542-0086大阪府大阪市中央区西心斎橋1-5-5 アーバンBLD心斎橋11階